

# 平成20年度 事業計画書

## 1. 概 説

### (1) 財団法人設立及び文部科学大臣の認証

国公立の全ての大学等の高等教育機関は、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることを義務づける制度が導入(平成16年4月)された。

本機構は、平成16年11月私立大学の特性に対応した認証評価を実施するための認証評価機関の設立をめざして、財団法人の設立許可を受けるとともに、平成17年7月文部科学大臣より学校教育法に基づく認証評価機関としての認証を受けた。

本機構の目的は、私立大学等の教育研究水準の向上に資するため、各大学の教育研究活動の総合的な状況(教育研究、組織運営及び施設設備)について評価を行い、質的に保証するとともに、その結果を当該大学等に提供し、もって当該大学の改革・改善を支援することを目的としている。

### (2) 認証評価に関する活動

本機構の認証評価は、平成17年7月文部科学大臣の認証取得後、直ちに認証評価に着手し、平成17年度4大学、平成18年度は16大学及び平成19年度38大学の評価を実施した。

学校教育法等に定める認証評価実施期間(平成16年4月1日～同23年3月31日7年間)が本年度を含め残り3年度となり、今後評価申請大学の急増が見込まれる。まず平成20年度は60大学(平成19年9月申請受理)とし、同21年度は70大学(平成20年9月申請受理)の評価を予定している。

### (3) 組織・体制等の整備

認証評価機関としては、公正性、客観性及び透明性を維持しながら、円滑かつ効果的な認証評価を実施していく必要がある。そのためには、評価基準、評価マニュアル、評価体制等について、毎年度の評価結果を踏まえた見直しが不可欠である。

特に、今後数年間は評価申請大学の急増期に当たり、評価員、事務局職員の確保や、実地調査日数の弾力化等評価システム全般について見直し修正等が必要である。(評価システム改善検討委員会、評価員養成検討委員会)

また、本機構会員大学から要望が強い短期大学の認証評価についても、評価基準等を設定するための検討を行う。さらに専門職大学院(ファッション分野)については、認証評価機関が存在しないことから関係大学の要望もあり評価基準等を設定するための検討を行うこととする。(短期大学認証評価検討委員会、専門職大学院(ファッション分野)評価基準等検討委員会)

### (4) 公益法人制度改革への対応

平成20年12月1日から施行される改革三法に対応し、新たな公益法人制度へ円滑に移行するための検討が必要となった。

本機構の実施する評価事業は学校教育法に基づく認証評価であり、公正かつ適確性が求められ、社会の信頼の上に成り立つ極めて公益性の強い事業である。新制度においては「公益財団法人」を目指すこととし、認定基準を満たすため、組織、会計、寄附行為を初めとする諸規則等財団法人としてのあり方全般について、大幅な見直しを行うこととする。そのための検討機関を、新たに設置し検討を行うこととする。

## 2. 項目別事業計画

### (1) 私立大学等の教育研究活動等の評価事業

私立大学等から教育研究活動の自己点検・評価に基づく評価の申請を受理し、教育研究、組織運営及び施設設備について各大学が構想し、設定した目的、目標及び計画並びにその実施状況、成果等について評価を行うための事業である。

機関別認証評価は、11の基準、32の基準項目、68の評価の視点により認証評価を各大学が作成する自己評価報告書に基づき、書面調査、実地調査による調査を実施し、大学として大学評価基準を満たしているかどうかを認定することとなる。

平成20年度から同22年度までの間は、認証評価申請大学の急増期となるため、平成20年度においては、評価員及び事務局職員の増、加えて自己評価報告書の提出期限の繰上げ、大学における実地調査日数の短縮、実地調査実施期間の延長等対策を講じることにより計画どおり事業を実施することとしている。

#### ① 大学評価(認証評価)の実施

- ア. 平成20年度認証評価の予定(平成19年9月受付分) 60大学
  - イ. 平成21年度認証評価の見込(平成20年9月受付分) 70大学
- 計 130大学

#### ② 大学評価判定委員会開催(年2回)

#### ③ 評価報告書の作成等

- #### ④ 自己評価担当者説明会開催・・・(2地区)平成21年1月開催
- 平成21年度評価分 70大学 250人

#### ⑤ 担当評価員セミナー開催

評価員は、評価基準等の評価システムを熟知するとともに、高いレベルでの共通理解、認識が必要となる。平成20年度評価の担当大学が決定した各評価員に対し、平成20年度事業として「担当評価員セミナー」

を開催することとする。

評価員 300人

3地区（東京3日、大阪2日、福岡1日）平成20年6月

#### ⑥ 大学評価セミナー開催

本機構の認証評価を受審する予定の各大学の認証評価、自己点検等の担当者に対して、評価システム、その改正点等について周知徹底を図るために行う研修である。

### (2) 大学評価員の養成事業

評価員確保が評価事業実施の成否の鍵となる。

本機構では、平成17年度470人、平成18年度320人、平成19年度130人計920人の評価員を確保した。しかし平成20年度から同22年度までの申請大学の急増を見込み、任期切評価員の補充、要員不足の分野担当を中心に評価員候補者100人を確保することとする。

これら候補者に対して、評価基準等の評価システム、法令、関係諸規則、倫理問題等について共通認識、理解を得るための研修を実施した上で、評価員を委嘱する。

評価員候補者セミナー

2地区（東京、大阪）平成21年3月

### (3) 大学評価に関する調査・研究

#### ① 評価基準等の調査研究

大学評価機関としての機能の一層の充実を図るため、評価基準、評価マニュアル、評価体制等に対する調査・研究を恒常的に行い、見直し、改善等を積極的に進めるための事業である。平成20年度は、「評価システム改

善検討委員会」において平成21年度評価に向けて現行評価システム等の見直し改善等を検討することとする。

今後、急増が予想される評価申請大学への対応及び認証評価の実効性・信頼性の向上のためには、評価員の人材確保とその養成が最も重要であり緊急の課題である。評価員に対する望ましい研修の在り方並びに評価員の養成に係わる調査研究を「評価員養成検討委員会」を中心に実施する。

ア 評価システム改善（評価システム改善検討委員会）

イ 評価員養成（評価員養成検討委員会）

## ② 認証評価基準設定の検討

本機構会員大学のうち、過半数の大学に短期大学等が併設されており、これらの大学からは短期大学についての認証評価実施の要望が強い。平成19年度からは短期大学の評価基準等を設定するための専門の委員会を発足させ、検討を行っているが、平成20年度も引き続き検討することとする。

さらに専門職大学院のうち、特殊な分野であるファッション系については、現在認証評価機関が存在しない。一部会員大学等からの要望もあり、専門職大学院(ファッション分野)について認証評価を実施するため、平成20年度において評価基準等を設定するための専門の委員会を発足させ、検討を行う。

ア. 短期大学評価基準等設定（短期大学認証評価検討委員会）

イ. 専門職大学院(ファッション分野)評価基準等設定（専門職大学院(ファッション分野)評価基準等検討委員会）

## ③ 評価員実務研究会の開催

評価員は評価チーム(5人)を編成し、判定委員会の決定する基本方針(評価基準等)に基づき担当する大学に対して書面調査、実地調査を実施し、調査報告書を判定委員会に提出する。

大学は多種多様かつ大学の状況も千差万別であるため、評価員には大変

な努力、苦勞を強いる状況となっている。そこで、前年度の評価において各評価チームのチーフ役を務めた評価員による問題点等の洗出しを行い、評価員実務の充実策及び実務遂行の円滑化について検討することとする。

評価員実務研究会の開催 平成21年3月

#### ④ 評価研究協議会の開催

認証評価機関として現在の活動、今後のあり方、さらには将来の展望について検討するため、会員大学の理事長、学長、学部長等の大学関係者、その他教育関係者、行政、一般社会人による「評価研究協議会」を開催することとする。

評価研究協議会の開催 (東京) 平成20年7月

#### ⑤ 国際会議等への参加

わが国においても高等教育の国際的通用性が重要な課題となっており、認証評価機関としても国際的通用性を高める取組が必要である。高等教育の評価に関する国際会議等に参加し、海外の高等教育の質保証の現状を調査し、本機構の今後の方策検討の材料とする。

### (4) 私立大学等の教育研究活動の評価に対する支援事業

大学評価の意義、手続等及び評価結果に対する取組等について大学から要請があれば、指導のための要員を派遣する等の相談業務を行う事業である。

指導員派遣等の相談業務の実施 (随時)

## (5) 大学評価に関する広報及び啓発活動

大学評価機関としての活動状況及び評価結果等を公表するとともに、大学評価の意義、内容、手続等を大学関係者、一般国民に広く理解してもらうために行う事業である。

- ① 広報誌等の刊行  
年2回刊行 平成20年6月及び平成20年12月
- ② 情報公開(ホームページ等の維持・管理)
- ③ 公開講演会の開催  
平成20年12月 (東京)

## 3. 公益法人制度改革への対応

「公益財団法人」への移行を前提に、理事会・評議員会の下に「公益財団法人移行検討委員会」を設置し、平成20年度末まで結論を得るよう、認定基準に対応するための組織体制、会計制度、寄附行為諸規則、その他について検討を行う。

公益財団法人移行検討委員会の開催  
委員 10人 (毎月1～2回)